

日本国土の地帯構造

森 川 洋

I はじめに

今日のグローバル経済の時代においては1国だけが経済的に独自の発展を遂げることはできないが、これまでの長い近代化の歴史のなかでは各国の都市システムは独自の発展を遂げ、国土構造を形成してきた。中央集権国家の日本では、東京を頂点として大都市ほど人口増加率が高く、小規模町村ほど人口が減少する現象が——大戦期を除いて——ずっと続いてきた。大都市が急速に成長するのに対して、小都市は交通の発達に伴って中心機能を維持することが困難となり、拠点性を喪失したものもあり、農村も農業の衰退に伴って人口収容力を失ってきた。近代工業はすべての市町村に均等に発達することはなく、地方において成長するのは県庁都市や一部の工業都市に限られたものであった。

しかも、市町村の成長にとっては人口規模と資源の有無だけが問題ではなく、国土の位置関係が強く関与する。大都市周辺では衛星都市が成長し、著しい人口増加を示す市町村が現れたのに対して、国土の縁辺部では多くの過疎市町村が出現した（森川 2012：116）。同一規模の中小都市であっても、国土の中心部にある都市と縁辺部に位置する都市では活力に差が認められる（森川 2018）⁽¹⁾。したがって、市町村の基本的な特徴は、日本の場合には、人口規模とともに国土の位置によって決定されるといってよい。東京の影響力が比較的小さかった戦前期には、埼玉県や千葉県をはじめ東日本では県民所得が低く（西岡 1966：82、森川 2012：64）、全国土に対する東京の影響力は今日ほど強くなかったが、東京へ経済的中枢管理機能が集積するにつれて東京を頂点とする都市システムが形成され（阿部 1991：319）、東京を中心とする地帯性が顕在化した。

こうした状況の下では、東京一極集中の問題とともに、日本国土の地帯性や地帯構造が問題となる。ここで地帯性というのは大都市の周辺に起こる圏構造のことである。大都市

(1) 市町村単位にみた場合にも国土の縁辺部において衰退市町村が多い傾向がみられるが、県庁都市の多くは活力ある都市であり、地帯性は明瞭には現れない（森川 2018）。

の影響は距離によって異なり、影響圏を形成する。東京特別区の影響圏は全国に広がり、影響度によって中心部、中間地域、縁辺地域に区分され、その形態は地帯構造と呼ぶことができる。したがって、地帯構造は大都市の影響力以外にも自然条件や資源利用との関係によって形成される地域構造よりも狭い概念といえる。本稿は東京の影響力によって生ずる全国の地域差（地帯構造）について考察するものである。具体的には、日本の中心部（中央部）は首都圏だけなのか依然として三大都市圏が存在するのか、あるいは東海道メトロポリスのような細長い带状の地域なのか。中間地域や縁辺部はどのように分布するのか。秋田県や青森県の人口減少率が高いのは何が原因なのか。逆に、大都市でなくても活力のある滋賀県はどのような特性をもつ地域なのか、などの問題である。

国土の地帯性については多くの人が意識しているが、正面から検討した研究は比較的少ない。安東（1986：57、91）は、①戦前期に高度な産業集積がみられた京浜・京阪神地域、②高度成長の始動とともに重化学工業の拠点工場を受け入れ、工業化を急速に進めた太平洋・瀬戸内海ベルト地帯、③高度成長期の後期になって工業立地が進み始め、最も産業化の遅れたそれ以外の地域の3地帯に区分してその成長過程を展望し、1960年代には第1地帯と第2地帯との所得格差が縮小したのに対して、1970年代に入ってから第1・第2地帯と第3地帯との格差が縮小したと述べている。また、日本の産業構造の変化をサービス経済化の側面から都道府県別に考察した加藤（2003）は、若干の例外はあるが、従業者・事業所（1996～2001年）や製造業の減少率は東日本で低く、西南日本では一般的に高いことを指摘する。矢田（2015：94）は第1～3次産業の立地係数を用いて都道府県の状況（1980年）について論じており、産業構造の地帯性に注目している。豊田（2013）は地域格差の状況を図示しているが、地帯性よりも世帯収入の地域格差に注目する。筆者もホワイトカラー就業者比率の変化傾向（1960～2005年）について考察したが、本稿と同様な結果は得られなかった（森川 2012：66）。

本稿では都道府県を対象として、人口増減率をはじめいくつかの指標を用いて国土の地帯構造をできるだけ総合的に検討することにする。すべての都道府県は一体性の強い地域単位とはいえないし、平成の大合併においてはすべての地域で地域性に適合した合併が行われたわけではなく、合併の進捗度にも差があるので、都道府県は最適の地域単位ではないが、それに代わる適切な資料がないので、都道府県を地域単位として使用する⁽²⁾。し

(2) たとえば、ドイツでは市町村には種々の形態があるため地域単位として402の郡と郡独立市が使用されるが、日本ではそれにあたる適当な地域単位が見当たらない。二次医療圏を用いるとすれば、計算がきわめて煩雑なものとなる（森川 2019）。

たがって、因子分析とクラスター分析を用いた計量分析をもってしても十分な成果がえられないと考え、適当な数値を用いて区分することにする⁽³⁾。

II 地帯性の分析

1 人口増減率と地域的都市システム

市町村を人口規模によって区分し、それぞれの人口増加率（2010～15年）を示した表1によると、大都市ほど人口増加率が高いのに対して、小規模市町村の人口増加率は低い標準偏差が大きくなり、小規模市町村では地帯性の影響が強いことを示唆する。

人口増加率を都道府県別にみると、上は沖縄県 2.9%、東京都 2.7%から下は秋田県 -5.8%、福島県 -5.7%まで幅広く分布する。人口増加率の順位曲線の切れ目のよい 0.0%と-2.0%によって区分すると、表2のA欄に示すように3区分（a～c）される。人口増減率 0.0%以上（a）の地域は、沖縄県を例外とすれば南関東4都県と愛知県（1.0%）、滋賀県（0.2%）、福岡県（0.6%）からなる。これには関西4府県は含ま

表1 市町村規模による人口増加率（2010～15年）

人口規模 (2015年)	市町村	平均人口 増加率	標準偏差
100万人以上	12	2.15	1.67
50万～100万人未満	17	0.17	1.31
30万～50万人未満	43	0.23	1.79
20万～30万人未満	37	-0.42	2.22
10万～20万人未満	152	-0.93	2.82
5万～10万人未満	261	-1.94	3.71
3万～5万人未満	243	-3.26	3.76
1万～3万人未満	442	-5.38	4.65
1万人未満*	500	-8.42	6.11
市町村数	1,706		
平均		-4.70	5.52

*人口増加率が-90%以下の6町村を除く

資料：国勢調査2015年による。

(3) このような手法では非科学的との誹りを免れないが、特別な操作を施すことなく、客観的な指標に基づいて地帯性の存在を確認できること自体に意義があるものとする。

表2 8つの指標と総合評価からみた都道府県の地帯性

	A	B	C	D	E	F	G	H	I
北海道	c	c	b	c	b	c	c	c	c
青森県	c	c	c	c	c	c	c	c	c
岩手県	c	c	c	c	c	c	c	c	c
宮城県	b	b	b	c	b	b	c	a	b
秋田県	c	c	c	c	c	c	c	c	c
山形県	c	c	c	b	c	c	c	c	c
福島県	c	c	c	b	c	a	c	c	c
茨城県	b	b	b	a	b	a	b	a	b
栃木県	b	b	b	a	b	a	c	a	b
群馬県	b	b	b	a	c	a	c	b	b
埼玉県	a	a	a	b'	a	b	a	a	a
千葉県	a	a	a	b'	a	a	a	a	a
東京都	a	a	a	b'	a	a	a	a	a
神奈川県	a	a	a	b'	a	a	a	a	a
新潟県	c	c	c	b	c	b	c	b	c
富山県	c	b	b	a	b	a	b	b	b
石川県	b	b	b	b	b	b	c	b	b
福井県	c	b	b	a	b	a	b	b	b
山梨県	c	b	b	b	c	b	c	b	b
長野県	c	b	b	a	c	b	c	b	b
岐阜県	c	b	b	a	b	b	b	a	b
静岡県	b	b	b	a	b	a	b	a	b
愛知県	a	a	a	a	b	a	a	a	a
三重県	c	b	b	a	c	a	b	b	b
滋賀県	a	b	a	a	c	a	a	a	a
京都府	b	b	b	b	b	b	c	b	b
大阪府	b	a	b	b	b	a	c	a	a/b
兵庫県	b	b	b	b	b	b	b	a	b
奈良県	c	b	c	b	b	c	b	b	b
和歌山県	c	c	c	c	c	b	c	c	c
鳥取県	c	c	b	c	c	c	c	b	c
島根県	c	c	b	c	c	c	c	c	c
岡山県	b	b	b	b	c	c	c	c	b/c
広島県	b	b	a	b	b	a	c	b	b
山口県	c	c	c	b	c	a	c	b	c
徳島県	c	c	c	b	c	b	c	b	c
香川県	b	b	b	b	b	b	c	b	b
愛媛県	c	c	c	b	b	c	c	c	c
高知県	c	c	c	c	c	c	c	c	c
福岡県	a	b	a	c	b	b	c	b	b
佐賀県	b	c	b	b	c	c	c	a	c
長崎県	c	c	c	c	c	c	c	c	c
熊本県	b	c	b	b	c	c	c	c	c
大分県	c	c	b	c	c	c	c	c	c
宮崎県	c	c	c	c	c	c	c	c	c
鹿児島県	c	c	c	c	c	c	c	c	c
沖縄県	a	a	a	c	b	c	c	b	a/c

A：人口増加率（2010～15年）

a：0%以上、b：-2.0～0.0%、c：-2.0%未満

B：人口増加率（1950～2015年）

a：100%以上、b：0.0～100%、c：0.0%未満

C：人口予測指数（2015～2045年）

a：85以上、b：75～85、c：75未満

D：製造業就業者率（2015年）

a：20.0%以上、b：15.0～20.0%、c：15.0%未満

E：高次都市機能比率（2015年）

a：10.0%以上、b：6.0～10.0%、c：6.0%未満

F：県民所得（2016年度）

a：1人当たり3,000円以上、b：2,800～3,000円、c：2,800円未満

G：世帯収入の中位数（2008年）

a：340万円以上、b：320～340万円、c：320万円未満

H：過疎市町村比率（2019年4月1日）

a：20.0%未満、b：20.0～50.0%、c：50.0%以上

I：総合評価

a：中央部、b：中間地帯、c：縁辺部。b'は一般のbとは異なることを意味する。

資料：国勢調査（1950年、2015年）、国立社会保障・人口問題研究所（2018年）、過疎地域市町村等一覧、豊田（2013、第5図b）による。

れず、三大都市圏が国土の中心部を形成するとはいえない。0.0～-2.0%の地域(b)は0.0%以上の人口増加地域を取り囲むかたちで分布しており、北関東から静岡県、関西3府県を経て香川県、広島県まで伸び、宮城県と石川県、九州の佐賀・熊本2県も飛地をなして加わる。人口増減率0.0～-2.0%を中間地域とすれば-2.0%未満の地域(c)が縁辺部となり、若干の飛地は含まれるが、明確な3地帯構造の存在が確認される。

しかし、このような人口増加率の分布はこれまで長く継続してきたわけではない。戦後から現在までの人口増加率（1950～2015年）をみると、南関東4都県（最高は神奈川県266.9%、最低は東京都115.3%）と大阪府（129.2%）、愛知県（120.7%）が100%以上の人口増加を示すのに対して、減少を示した県には、東北5県（新潟県を含め宮城県と青森県を除く）と中国・四国地方6県、九州5県と和歌山県が含まれる（表2のB欄）。このような人口増加率の分布は、縁辺部道県の人口を三大都市圏が吸引する形で戦後の経済発展がみられたことを示すものといえる。東京一極集中が始まる1980年以降の人口増減パターンは現状に近く、大阪府の人口増加率（4.3%）は低く（表は省略）、三大都市圏の成長は確認されない。

しかし、1980年以後の人口増減傾向も将来ずっと継続するとは思えない。人口将来予

測（2015～45年）によると、人口将来予測指数85.0以上の地域は南関東4都県と愛知県、滋賀県、広島県、福岡県、沖縄県からなり、75.0～85.0の地域がそれを取り巻く形で中間地域を形成する（表2のC欄）。最高の人口増減指数を示す東京都では100.1で、現状を維持し、極端に高くはない。東北地方では最低の秋田県（58.8）を筆頭に70.0未満は5県を数えるが、西南日本で著しい減少を示すのは高知県（68.4）だけである。将来は本格的な人口減少の時代に突入し、東京都以外の道府県ではすべて人口減少が予測され⁽⁴⁾、3地帯構造は維持されるとしても、東北地方と西南日本の間には顕著な差異が生ずることになる。

次には、地域的都市システム⁽⁵⁾の発達状況について考察するために、人口集中地区（DID）の人口比率や中心都市から離れた辺地市町村を分析する。人口集中地区（DID）の人口比率とその市町村比率⁽⁶⁾をみると、図1に示すように、両比率ともに高い都市システムの発達したAタイプは12都道府県（東京、大阪、神奈川、京都、埼玉、愛知、兵庫、千葉、福岡、宮城、広島、静岡）からなるのに対して、その対極にあるBタイプには12県（青森、岩手、秋田、福島、山梨、長野、和歌山、鳥取、島根、徳島、高知、鹿児島）が含まれる。これらは表2のA欄に示す人口増加率（2010～15年）の分布パターンと完全には一致しないが、類似の傾向を示している。このような結果は長期間にわたって発展してきた地域的都市システムの特性を示したもので、今日の人口増減率をそのまま反映したものではない。

さらに、生活に不便な辺地市町村の状況をみるために、各都道府県において人口5万人未満の市町村が5万人以上の都市から直線距離30km以上に位置するかどうかを測定すると⁽⁷⁾、図2のようになる。30km以上離れた市町村が50%を超えるのは高知県、北海道、島根県、鹿児島県の4道県だけで、秋田県も青森県も30%前後であり、条件不利地域の市町村がとくに多いとはいえない。平成の大合併において非合併に留まった滝川市（北海道）、新庄市（山形県）、人吉市（熊本県）など人口5万人未満の都市を中心都

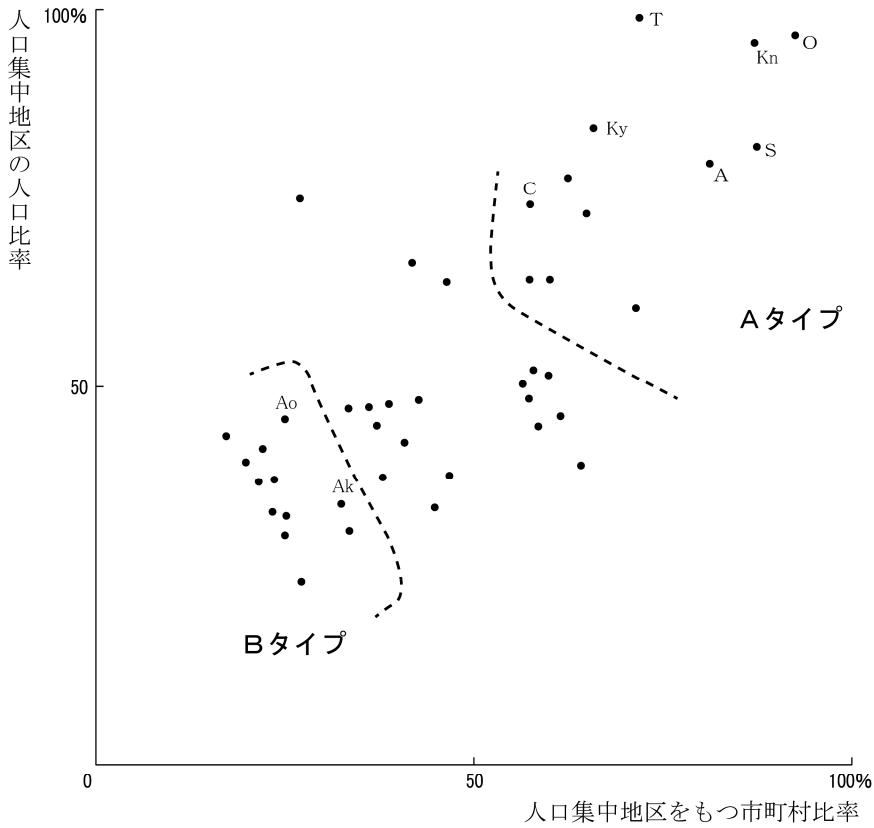
(4) 2045年には全国の高齢者率は26.6%（2015年）から36.8%（2045年）へと上昇し、大都市圏や沖縄県で大幅な増加が推計されるが、高齢者比率の地帯性にはそれほど差異はみられない（国立社会保障・人口問題研究所 2018：28）。

(5) 本稿では地域的都市システムとは都道府県内部の都市システムを指す。

(6) DIDをもつ市町村比率とDID人口比率とはバランスを得ており、一方だけが低いという県はない。

(7) 地域的都市システムの粗密が住民生活に大きな影響を与える。中心都市まで30kmとしたのは車で約1時間距離を考慮したためである。途中に海や超えられない山地がある場合は除外する。

図1 都道府県における人口集中地区（DID）の人口比率とDID市町村比率との関係

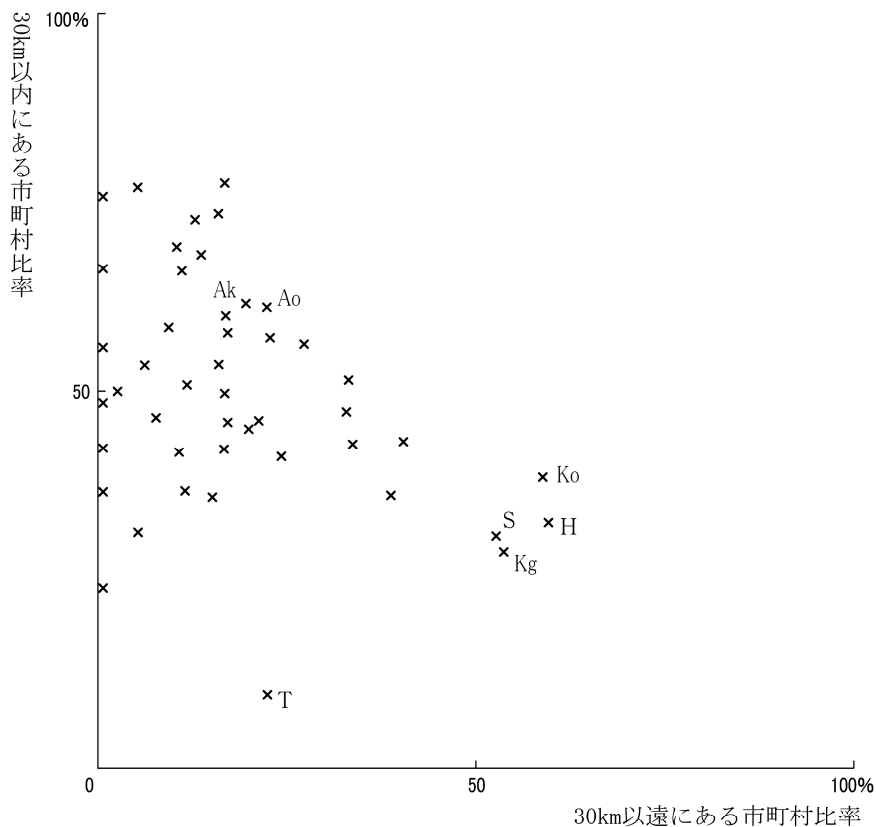


A : 愛知県、Ak : 秋田県、Ao : 青森県、C : 千葉県、Kn : 神奈川県、Ky : 京都府、O : 大阪府、
 S : 埼玉県、T : 東京都
 資料 : 国勢調査 (2015年) による。

市とする圏域の町村では30km以上離れた辺地町村が多くなり、合併の影響が強く、それほど有効な資料とはいえない。

したがって、3地帯構造と地域的都市システムの形態との間にある程度のある関係はあるとしても、顕著なものとはいえない。中心部では大都市周辺に衛星都市が発生して都市密度が高まるが、地域的都市システムの発達には地域的制約も大きいいため、縁辺部の道県では地域的都市システムの発達が遅れるとはいえない。

図2 都道府県における人口5万人未満の市町村のうち都市近郊市町村と辺地市町村の比率

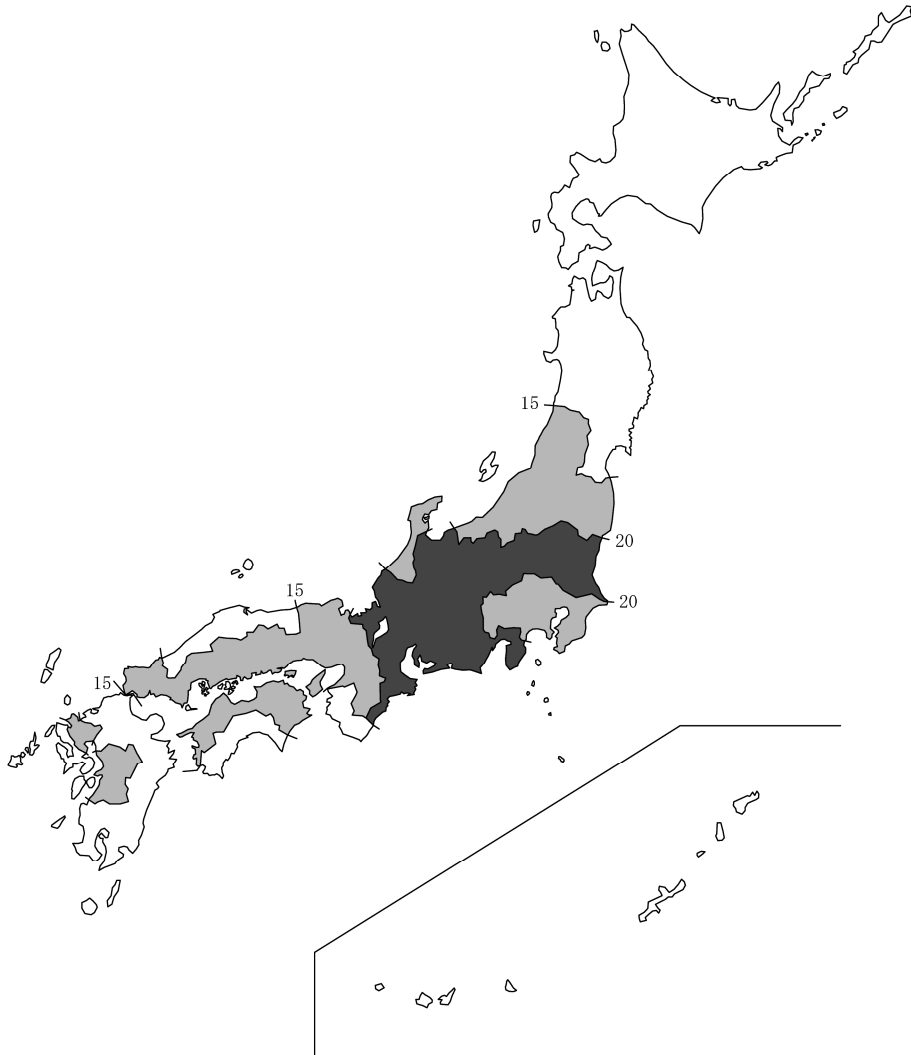


都市近郊市町村：人口5万人以上の都市から直線距離30km以内にある人口5万人未満の市町村
 辺地市町村：人口5万人以上の都市から直線距離で30kmを超える距離にある人口5万人未満の市町村
 Ak：秋田県、Ao：青森県、H：北海道、Kg：鹿児島県、Ko：高知県、S：島根県、T：東京都
 資料：国勢調査（2015年）を用いた計測による。

2 都道府県の就業構造

先にみたような地帯性は各都道府県の就業構造とも密接に関係する。国勢調査（2015年）の20の産業大分類によると、全国では製造業就業者が16.2%を占めて最も多く、卸売業・小売業15.3%、医療・福祉11.9%がそれに続く。しかも、標準偏差が大きいのも製造業就業者率（5.08）であり、地域差が大きい。図3に示すように、製造業就業者率の分布は南関東4都県と山梨県では20%未満で、20%を超える地域はその外側にあつて茨城県、栃木県から滋賀県、三重県に至る範囲に広がり、滋賀県の26.7%が最高となる。

図3 製造業就業者比率の分布



空白：15%未満、ウスグロ：15～20%、クロ：20%以上
資料：国勢調査2015年による。

その外側には製造業就業者率15～20%の地域が広がり、佐賀県（15.2%）と熊本県（18.7%）は飛地をなして含まれる。国土の縁辺部では再び15%未満の低率となり、沖縄県（4.9%）、北海道（8.4%）、高知県（8.4%）が最低となる。

このように、中心部の南関東4都県の比率が周辺よりも低下するのはいわゆる工場三

法⁽⁸⁾によって製造業の立地が制限されたことによるもので、通常の間地域(b)とは性格を異にする。製造業の立地にとっても本来地理的位置が重要であり、かつて新産都・工特地域の指定地域のように、国土の縁辺部では指定しても十分に成長しなかった地域がみられる。今日、グローバル化により製造業が海外に流出する時代において製造業に空洞化が叫ばれているが、製造業立地の地帯性はなお生きているといえる。

もう一つ重要と思われるのは、情報通信業+金融業・保険業+学術研究・専門=技術サービス業からなる高次都市機能の就業者比率である。この就業者率の都道府県の平均は6.7%で、標準偏差も2.3と小さい存在であるが、地帯性の分析には適した指標といえる。表2のE欄によると、この就業者比率が10%以上を示すのは南関東4都県だけで、6%以上の地域は北関東から広島県、愛媛県まで伸びており、北海道、宮城県、福岡県、沖縄県は飛地をなして含まれる。一方、6%未満の地域は国土の縁辺部に広がり、秋田県(4.8%)、山形県(4.9%)が最低となる。

以上のように、各都道府県の就業構造は製造業就業者率と高次都市機能就業者率によって特徴づけることができるが、各都道府県の就業者比率の全体的特徴を把握するには特化係数を用いるのが適当である。ただし、20の産業のうち漁業(0.3%)や鉱業・採石業・砂利運搬業(0%)、電気・ガス・熱供給・水道業(0.5%)、複合サービス業(0.8%)は就業者率が全就業者の1.0%に充たないため分析から除外する。また、卸売業・小売業(15.3%)のように、就業者は多くてもどこでもほぼ同一の就業者率をもつため特化係数が1.2以上に達する都道府県が皆無となるものもあり、兵庫県や広島県のように、1.2以上の特化係数を示す業種は皆無という場合もある。

これらを考慮しながら表3をみると、①農業就業者率の特化係数が高い地域、②製造業就業者率が高い地域、③その他の地域(卓越業種を欠く県も含めて)に3区分することができる⁽⁹⁾。「その他の地域」には南関東4都県と関西の京都府、大阪府、兵庫県、

-
- (8) 工場三法とは工場等制限法、工場再配置促進法、工場立地法の総称であり、工場等制限法は東京圏では1959年に制定され、2002年に廃止された。工場再配置促進法は1972年に制定され、2006年に廃止された。工場立地法は1973年に制定され、現在も存続している。これらの法律の目的は、都市部に制限区域を設け、その制限区域内に人口・産業の過度の集中を防ぐことにあり、その区域での一定面積以上の工場や大学の新設・増設などを制限するものであった。
- (9) 特化係数の卓越業種の中に農業が含まれていれば①農業卓越地域、製造業が含まれていれば②製造業卓越地域、それ以外の業種就業者が卓越する場合には③その他の業種卓越地域とする。農業の全国就業者比率は3.5%と低い、標準偏差や特化係数は大きく、都道府県間には著しい差異がある。

表3 各都道府県の就業者比率の特化係数

都道府県	1.2~1.5未満	1.5~2.0未満	2.0以上	タイプ
北海道		A、S		①
青森県	D	S	A	①
岩手県	D、S		A	①
宮城県	D、H、S			③
秋田県	D、P、S		A	①
山形県	D、E、S		A	①②
福島県		A、D		①
茨城県	E、L	A		①②
栃木県		A、E		①②
群馬県	A、E			①②
埼玉県	G、H、J、K、T			③
千葉県	H、J、K、N、R	G		③
東京都		J、K、L	G、T	③
神奈川県	J、L	K	G	③
新潟県	D	A		①
富山県		E		②
石川県	E			②
福井県	D、E			②
山梨県	E、M		A	①②
長野県	E		A	①②
岐阜県		E		②
静岡県		E		②
愛知県		E		②
三重県		E		②
滋賀県		E		②
京都府	M、O	T		③
大阪府	K	T		③
兵庫県				③
奈良県	J、O、S			③
和歌山県	P、S		A	①
鳥取県	O、P	S	A	①
島根県	D、P、S		A	①
岡山県	A、P			①
広島県				③
山口県	A、D、P、S			①
徳島県	P、S		A	①
香川県	A、B、S			①
愛媛県	P	A		①
高知県	P、S		A	①
福岡県	P			③
佐賀県	P、S		A	①
長崎県	P	A、S		①
熊本県	P、S		A	①
大分県	P、S	A		①
宮崎県	P、S		A	①
鹿児島県	P、S		A	①
沖縄県	A、D、M、O、P、R	S、T		①

A：農業、B：漁業（省略）、C：鉱業、採石業、砂利運搬業（省略）、D：建設業、E：製造業、F：電気・ガス・熱供給・水道業（省略）、G：情報通信業、H：運輸業、郵便業、I：卸売業、小売業、J：金融業、保険業、K：不動産業、物品質貸業、L：学術研究、専門・技術サービス業、M：宿泊業、飲食サービス業、N：生活関連サービス業、娯楽業、O：教育、学習支援業、P：医療、福祉、Q：複合サービス業（省略）、R：サービス業（他に分類されないもの）、S：公務（他に分類されるものを除く）、T：分類不能の産業

就業者率が1.0%未満のB（0.3%）、C（0%）、F（0.5%）、Q（0.8%）は省略する。

①：農業就業者卓越地域、②：製造業就業者卓越地域、③その他の業種卓越地域（卓越業種を欠く県も含む）

資料：国勢調査（2015年）による。

奈良県および飛地として宮城県、広島県、福岡県が含まれる。南関東4都県では共通して情報通信業に特化するが、関西では大阪府と京都府は「分類不能の産業」に特化しており、上記のように兵庫県は特化業種がなく、奈良県は金融保険業や教育・学習支援業、公務に特化したものとなる。一方、愛知県は製造業にだけ特化する。飛地をなす3県はいずれも地方大都市の発達した県であるが、宮城県では建設業、運輸業・郵便業、公務に特化し、福岡県では医療・福祉が卓越し、広島県は兵庫県とともに卓越業種を欠くものとなる。したがって、大都市圏としての特徴を示すのは南関東だけで、関西4府県や愛知県は大都市圏の機能をもたないので、三大都市圏として同列に扱うことはできない。製造業と農業の卓越地域を比較すると、製造業の卓越地域は中心部に近い内側にあり、国土の外縁部が農業卓越地域となる。山形、茨城、栃木、群馬、山梨、長野の6県は両者の競合地域に位置する。

なお、農業の卓越した縁辺地域のうち、東北・北海道では農業のほかに建設業と公務が卓越するのに対して、西南日本では医療・福祉と公務が卓越しており、縁辺地域の東西において卓越業種の構成に差がみられる。このような3地帯構造は筆者らがかつて考察した人口3万人未満の小規模自治体ともある程度対応するものといえる（森川、番匠谷 2012）。それは、経済的に豊かな中央日本では機械金属工業の就業者が多く、卸売小売業とサービス業が卓越し活力に富む小規模自治体が多いのに対して、東北地方では機械金属工業は多いが第3次産業の就業者が少なく、西南日本——とくに中国・四国地方——では第2次産業が発達せず、第3次産業では卸売小売業と医療・福祉の組み合わせが卓越業種をなすというものであった。筆者らの研究は2000年の平成の大合併以前の3万人未満の市町村を対象としたものであって、本稿の分析結果と完全には一致しないが、国土の縁辺地域の特性にも差異があることが認められる。

3 県民所得や世帯収入の差異と過疎市町村

市町村の活力は県民所得や世帯収入の差異や過疎市町村の認定にも現れる。人口1人当たり県民所得（2016年度）は企業所得、財産所得、雇用者報酬の合計である県民所得を各都道府県の人口で割ったもので（内閣府経済社会総合研究所 2019）、県民の経済的な豊かさとは無関係な企業所得が含まれ（豊田 2013）、企業の発達した都道府県が異常に高所得地域となる。最高額は東京都の5,348円で、次の愛知県（3,633円）、栃木県（3,318円）との間に大きな差がある。最低は沖縄県の2,273円で、鳥取県（2,407円）と宮崎県（2,407円）がそれに続く。

人口1人当たり県民所得を2,800円と3,000円の線で区切って3地域に区分すると表2のF欄のようになる。3,000円以上の地域は国土の中心部にあって福島県から大阪府まで伸びるが、埼玉県を除く代わりに、富山県、広島県、山口県が飛地として加わる。2,800～3,000円の県はその外側にあって北は宮城県から西は兵庫県、香川県、徳島県まで続くが、奈良県は除かれ、福岡県が含まれる。和歌山県（2,949円）や埼玉県（2,958円）は異常な額にみえるが、人口当たりの県民所得が高い都府県が国土の中心部に集中する点では東京を中心とする地帯構造を反映したものといえる。

豊田（2013、第5図b）による世帯収入の中位数（2008年）の分布は、企業所得の影響を排除し県民所得をより正確に示したものといえる。これによると、300万円以上の地域は茨城県から兵庫県にかけて帯状に分布するが、大阪府と京都府を除く代わりに北陸の福井県と富山県が含まれる。世帯収入の中位数は1人当たり県民所得の分布とは異なるが、いずれも国土の縁辺部に向かって傾斜する点では共通したものといえる。両者はやや重複した指標であるが、表2に両者（F欄とG欄）を載せることにする。

もう一つ所得に関係した指標と考えられるものに過疎市町村がある。1970年の過疎法誕生以後10年ごとに改正された過疎市町村は2000年の過疎地域自立促進措置法のもとでは、本来の647市町村のほかに、平成の大合併によって設定された「みなし過疎」25市町村、「一部過疎」145市町村がある（総務省 2017）。過疎市町村の設定指標は財政力指数に基づく財政要件と、人口減少率・高齢者率・若年者率を勘案した人口要件によって定義される。

「みなし過疎」と「一部過疎」は平成の大合併によって設定されたもので、「一部過疎」には京都市や広島市のように、過疎市町村が大都市と合併すれば一部過疎として都市に含まれ、過疎法の扱いを受けることになる。市域の一部に過疎地域をもつ大都市は過疎市町村の実態と合わないのので、本稿ではこれを除いて過疎市町村比率を計算する。

それによると、最も高いのは秋田県の92.0%で、低いのは滋賀県の0%となる。過疎市町村比率を示した表2のH欄によると、20%未満の都道府県は茨城県、栃木県から静岡県、愛知県、岐阜県、滋賀県、大阪府、兵庫県まで帯状に伸び、宮城県も飛地をなしてこれに加わる。一方、50%以上の地域は北海道から宮城県を除く東北地方、福岡・佐賀両県を除く九州、さらに中国・四国地方の一部に広がり、国土の縁辺部に位置する（図は省略）。

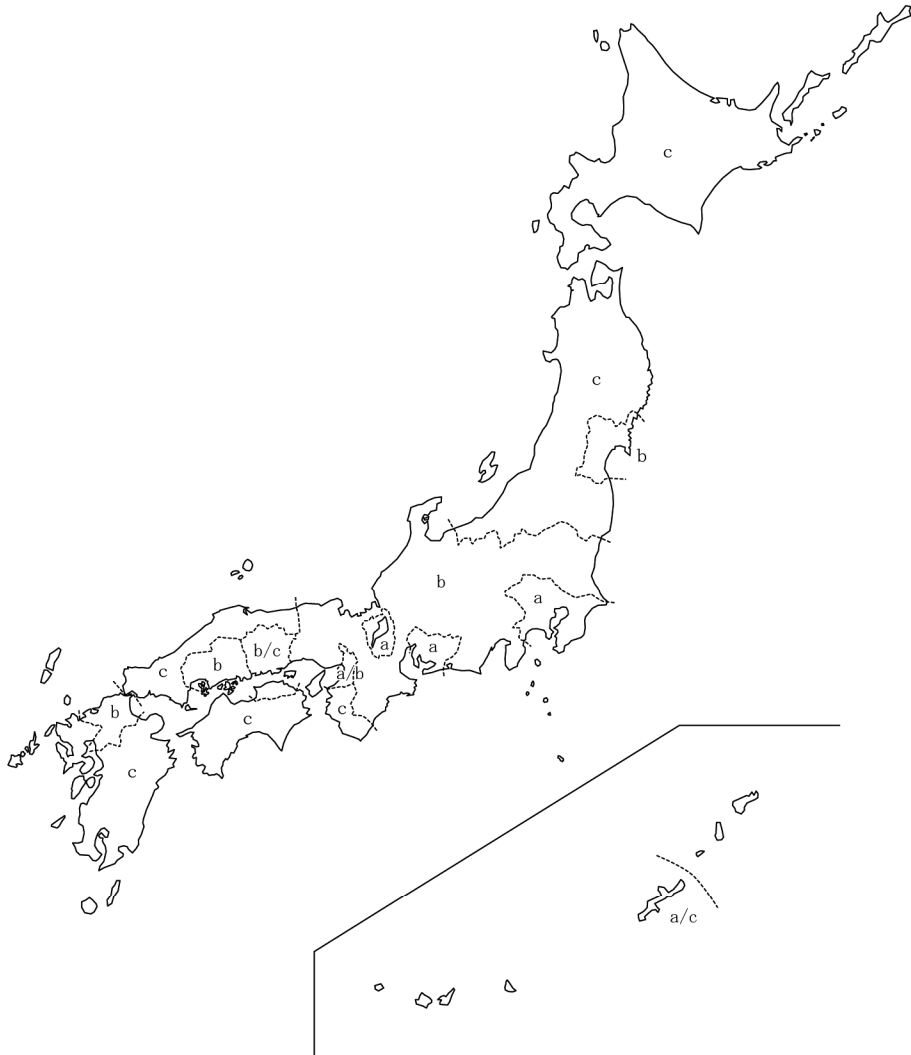
Ⅲ 国土の地帯性に関する考察

以上、人口、就業構造、所得・財政の面から国土の地帯性について考察してきた。8指標のうちどの記号が卓越するかによって総合的に判断すると、表2のI欄のように、中心部、中間地域、縁辺地域に区分され、分布図に示すと図4のようになる。中心部には南関東4都県の他に愛知県、大阪府、滋賀県が加わるが、上述したように、南関東4都県とその他の県は同一の特性を示すものではなく、後者は中心部の機能を完全には所有していない。三大都市圏をもって中心部としたのは1980年以前のことであって、今日中心部として明確な位置を占めるのは東京圏＝南関東4都県だけである。しかし中心部を最大限に拡大して考えれば、三大都市圏に滋賀県を加えた東海道メガロポリスに近い形態となる。

中間地域は中心部を取り囲む形で存在し、人口増加が顕著な沖縄県はa/cという特異な形態となる。製造業就業者が卓越した北陸3県も、東北地方や九州地方とは違って中間地域に含まれる。また、広島市⁽¹⁰⁾を含めた地方大都市をもつ3県（宮城県、広島県、福岡県）も飛地をなして中間地域に加わる。その外側には縁辺地域が連なる。縁辺地域の特色は人口減少、農業就業者と過疎市町村の卓越である。しかも、上述したように、将来人口予測や小規模自治体の産業構造（森川・番匠谷 2012）からみて、東北地方と西南日本

(10) 人口移動圏の分析からみて、広島市は広域中心都市から脱落したものと考えられる（森川 2020 b）。

図4 国土の地帯区分



a : 中心部、b : 中間地域、c : 縁辺地域
a/b、b/c、a/cは両者の競合地域を示す。
資料：表2のI欄による。

の縁辺地域は同質のものとはいえない⁽¹¹⁾。

なお、冒頭において注目した滋賀県は製造業の卓越地域であり、1980年以後の人口増加率が著しく高い県である。一方の秋田県は地域的都市システムの発達が遅れた地域とはいえないが、高次都市機能比率が最も低く、過疎市町村比率の最も高い県であり、2045年の人口予測においても人口減少の最も激しい地域であり、その原因は産業構造にあるものと推測される⁽¹²⁾。

IV おわりに

1980年代以後、三大都市圏の時代から南関東4都県（東京圏）の時代に移行し、東京一極集中はますます強化され、全国の人口減少とともに東京一極集中の是正が重要問題となってきた。地方創生政策では東京の機能分散による一極集中の是正しかないと考えられるが（森川 2020 c）、もしも不成功に終わったならば、東京の影響力はさらに強化されるので、3地帯構造はますます鮮明なものとなるだろう。

上述のように、「地方」の中にも中間地域や縁辺地域など地域差が存在するが、地方創生政策においては詳しい説明はない。2014年の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（内閣府 2014：2-3）においては「人口減少は地域によって大きく異なっている」、「人口減少は地方から始まり、都市部に広がっていく」とあるが、「地方」に関するより具体的な説明はない。2019年の「まち・ひと・しごと創生基本方針」（内閣府 2019：3）においても、「東京圏とその他の地域との間には1人当たり県民所得等に差が生じている」とか「地方によっては経済環境に厳しいところもみられる」などの記述はあるが、それ以上の具体的な説明はなく、地方の地域差を示した図表も見当たらない。「地方」のうちでも中間地帯と縁辺部では大きな差異があるし、縁辺部の中にも東北地方と西南日本では性格

(11) 重複を避けるために表3の分類結果は表2の8指標には加えなかった。表3の分類と表2の総合評価を比較すると、表3の農業卓越地域と表2の縁辺部との対応は19道県、製造業卓越地域と中間地帯は8県（表2の中間的タイプの茨城、栃木、群馬、山梨を加えれば12県、表3で農業卓越地域に属する岡山、香川をも加えれば14県）、その他の業種卓越地域と中心部は5都府県（製造業卓越地域の愛知、滋賀2県、中間地帯の京都、兵庫、奈良、広島を加えれば11都府県）となり、両者の分類の間には密接な関係があるといえる。

(12) 年齢階層別人口移動の分析（森川 2020 a）においても、秋田市は盛岡市に比べて活力が劣ることが判明したが、その他においてそれほど特徴的な現象はみられなかった。

が異なる。3 地帯構造に関する研究に十分配慮した施策が必要ではないだろうか。

(もりかわ ひろし 広島大学名誉教授)

キーワード：地帯構造／中心部（中央部）／中間地帯／
縁辺部／都市システム／東京一極集中

【文献】

- 阿部和俊（1991）：『日本の都市体系研究』地人書房。
- 安東誠一（1986）：『地方の経済学——「発展なき成長」を超えて』日本経済新聞社。
- 加藤幸治（2003）：1990年代後半における日本の産業別従業者数の地域的動向、国土舘大学地理学報告、12、1－16。
- 国立社会保障・人口問題研究所（2018）：日本の地域別将来推計人口（2015～2045年）。
(<http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shichoson/8/.../gaiyo.pdf> 2020年5月3日閲覧)。
- 総務省（2017）：過疎地域市町村等一覧 (http://www.soumu.go.jp/main_content/000491490.pdf 2020年5月3日閲覧)。
- 豊田哲也（2013）：日本における所得の地域間格差と人口移動の変化——世帯規模と年齢構成を考慮した世帯所得の推定を用いて——、経済地理学年報、59－1、4－26。
- 内閣府（2014）：まち・ひと・しごと創生長期ビジョンについて、(<http://www.kantei.go.jp/.../2014227siryou3p>、2020年5月1日閲覧)。
- 内閣府（2019）：まち・ひと・しごと創生基本方針2019について、(<http://www.kantei.go.jp/singi/sousei/.../r01-06-21-kihonhousin2019gaiyo...> 2020年5月1日閲覧)。
- 内閣府経済社会総合研究所（2019）：平成28年度県民経済計算について (http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/.../gaiyou.pdf 2020年5月5日閲覧)。
- 西岡久雄（1966）：『地域間所得較差の研究』古今書院。
- 森川 洋（2012）：『地域格差と地域政策——ドイツとの比較において』古今書院。
- 森川 洋（2018）：人口減少時代における市町村の活力、人文地理70、215－232。
- 森川 洋（2019）：二次医療圏からみた地域活力の国土構造、都市地理学14、68－75。
- 森川 洋（2020 a）：東北地方における年齢階級別人口移動、都市地理学15、118－128。
- 森川 洋（2020 b）：年齢階級別人口移動からみたわが国都市システムにおける大都市の現状。経済地理学年報66－2、177－188。
- 森川 洋（2020 c）：地方創生政策とその問題点、人文地理、72－3（印刷中）。
- 森川 洋・番匠谷省吾（2012）：小規模自治体の就業的特徴からみた日本の地域構造、地域地理研究17－2、24－46。
- 矢田俊文（2015）：地域構造論（下）分析編（矢田俊文著作集第2巻）、オリジナルは「矢田俊文（1996）：日本経済の地域構造、北原貞輔・矢田俊文編：『地域経済システムの研究』九州大学出版会」による。